

令和 7 年 12 月 区長記者会見【テキスト版】

高際区長

皆さまこんにちは。大変お世話になっております。今年最後の定例会見になります。今年一年、様々な部署をご取材いただき、記事などで取り上げていただきまして、誠にありがとうございます。

最初に民泊の条例改正についてのご報告をいたします。

先週閉会をいたしました第 4 回区議会定例会におきまして、全会一致で可決をいただきました。

内容については、もうすでに発表しておりますが、ご報告いたします。

まず、区域と期間の制限を行います。既存の施設を含めまして、区内全域を対象に、春休み、夏休み、冬休みの年間 120 日間に制限をいたします。

そして、住居専用地域、住居地域、準工業地域、文教地区の区内約 7 割の地域においては、全ての期間で新設を制限いたします。

それから、事業者への監督の強化を図ります。これまでも所管の方では是正指導を繰り返しやってきておりますが、指導、勧告、そしてそれに基づく公表について条文に明記をいたしました。併せまして、罰則の規定も新設をしたところであります。

改正条例は、令和 7 年 12 月 15 日に施行いたしますが、この制限の適用については、1 年間の経過措置を設けることといたしまして、令和 8 年 12 月 16 日からスタートとなります。

条例の改正に伴い、既に所管の方にはいくつか事業者の皆さまからもお電話などをいただいております。条例改正の内容、また、届出書類の変更がどうなるのかといったお問い合わせをいただいているところであります。

また、区民の皆さまからは、1 年先だということについては一部ご批判もございまして、もっと速やかに規制をかけてほしいといったような声もいただいておりますが、私たちは、検討会などで事業者の皆さまのお声も伺う中で、営業のことがござい

ますので、経過措置1年間設けることとしました。それまでの間は、しっかりこれまで以上に指導を徹底していくという姿勢で臨んでいくことにしております。

手続きルールの強化も、条例で規定をしております。開設に伴っての事前説明会の実施、また、海外在住事業者に対しては、日本国内の在住代理人を選任いただくこと、そして、町会加入の協議について実施をしていただくこと。こちらは、町会の皆さまと事前に顔合わせをしてほしいという趣旨も含めております。

また、トラブルが発生した時には、区民の皆さまの要請に応じて責任を持って話し合いの場を設けて、改善をしていただきたいということを、こちらの条例に加えております。こちらは、令和7年12月15日の改正条例施行後、即適用で新たなルールを運用してまいります。

併せまして、規則においても大きく二つの面で手続きを厳格化したいと思っております。消防とごみです。消防の関係につきましても、消防法令で民泊にも守らなければならないルールというのがございます。自動火災報知設備を付ける、避難経路図を掲示する、防災物品を使用する、防火管理者を置く等ルールがございます。

これまで私どもは、事前に消防署とそうした消防法令に必要なことについて、相談をしっかりとしてくださいということで、事前相談記録書というのを提出していただいておりますが、今回からは消防署に提出をした消防関係の届出書類の写しの提出を求めることにいたします。

消防関係のお話をいろいろ聞きますと、相談にはいらしたが、その後相談者だったり事業者だったり、管理者の間での連携がうまく取れなくて、届出が滞るというようなケースもあると聞いております。ですので、しっかり連携をして、消防署に届出を出した、その写しをつけて申請をしていただくということに変更いたします。

もう一つは、ごみです。民泊についての苦情のうち4割がごみについてであります。町会長からアンケートでも、本当にごみのことではお悩みだということでもっておりますので、「事業系ごみ」、これも契約書の写しをつけてもらうということにしたいと思っております。

住宅民泊事業者が排出するごみというのは全て「事業系ごみ」になります。「事業系ごみ」ですので、事業系の一般廃棄物処理、産業廃棄物処理の許可を得ている民間回収業者への委託契約をして、そちらで処理をしていただくというのがルールになります。法においても、自らの責任で適正に処理することが定められております。また、

それを宿泊している方にもしっかりとお示しをするというのがルールであります。

しかし、皆さんも取材をいただいておりますが、民泊を利用された方々からと思われるごみというのが、一般の住民のごみを集めるところだとか、もしくはそのごみを回収するところ以外に、まさにその建物の中とか、そういうところに排出されているという実態がございます。

今はごみのチェックシートをつけてもらうようになっていまして、ここの業者と契約をして何曜日、何曜日、何曜日に回収をしてもらいますというようなチェックシートを私たちに提出をいただいているのですが、町会の皆さまなどからは、そこに業者名を書くだけで契約していないケースもあるんじゃないかというようなお話すら伺っております。

なので、今後はきちんと契約をしまして、どこの業者さんとどういう内容で契約をしたという契約書の写しの提出を求めるといった、主にこの二つ、消防とごみについては、届出の際のルールを厳格化したいと思っております。

そして、これからの取り組みについて申し上げたいと思います。条例は改正されましたけれども、課題は残っております。大きくは区内民泊の運営状況、営業実態を改めてしっかり把握をするということでもあります。

年内には、事業者の違反行為、どういうものが違反になって、それに対して行政としてどういう処分をするのかという不利益処分の要綱を公表する予定にしております。今は定期報告の実績を精査中であります。

また、私たちから発行する標識。そこに緊急連絡先なども書くようになっていますが、標識がきちっと掲出されているかどうかについても職員の方で回ってチェックをするということ始めております。

そうした運営状況を見て、また苦情が入ってきた、それについて指導した改善状況がどうか、などについてもしっかりと把握をし、その推移を見ながら、2つ目になりますが、適正に運営している事業者についてどういう取り扱いをするかという検討をしたいと思っております。

今も、民泊の法で定められているもの、当然ながらいくつもあるわけであります。必要な、やらなければいけないことというのはたくさんありますね。安全措置もそうですし、清掃をはじめ、清潔な状態を確保しなきゃいけないですとか、申し上げまし

た標識の掲示もそうですし、定期報告もそうですし、苦情対応も速やかにしなきゃいけない。また、ごみは申し上げたように自分でしっかり処理をしなければいけないなど、法で定められているものがそもそもありますので、それをご指導申し上げる中で、まずは法で決まっていることを守ってもらえるような、そうしたことを徹底してやっていきたいと思っております。

新宿区さんでは廃止命令まで出されているということでありまして、私たちも廃止命令を出すことが目的ではありませんが、まずは条例改正の内容以前に法を守っていただく適正な運営が推進できるような取り組みを進めてまいります。

もう一つは、これも町会の皆さまからのお声で、確かになと思ったところがありますが、一部屋旅館であります。平成30年、民泊の法律ができたのと同時期に旅館業法が改正されています。

それ以前はホテルだったら10室以上、旅館だったら5室以上というお部屋の最低数というのがありましたけれども、それが撤廃されております。1室でも営業ができる、いわゆる一部屋旅館での営業が可能となりました。

旅館業は通年で365日営業が可能ですので、今回の条例改正によりまして、民泊から一部屋旅館に鞍替えするんじゃないかというようなご不安がまちでは出始めております。届出と許可制ということで、ハードルは違いますけれどもね。

ただ、一部屋で民泊をやっていたのが旅館業法になるということはもちろん可能ですし、そうしたケースも実際ありますので、そういうふうに365日になってしまうんじゃないかというようなご不安の声は出てきているということでもあります。ですので、区としても、今後一部屋旅館の状況については注視をして、その実態も把握しなきゃいけないと思います。また、課題があるということであれば、必要な対策を取っていく必要があるという認識をしているところであります。

大きくはこの2つ、これをしっかりやっていく。令和8年12月16日から制限の規定がスタートしますので、それまでにしっかりやっていく必要があるとの認識がございいます。

今月の12月1日に保健所の所管課、年度内なのでなかなかの大規模な異動は難しいですが、2人民泊の担当を増やしました。新年度入って4月には民泊チームを作りたいと思っております。

今、民泊の届出住宅数は直近で1,827施設あります。これについてきちっと標識が出ているかとか、苦情が出たところには、これまで以上にしっかり指導もしていくし、改善命令も停止命令も出していくということになりますと、一定の規模をしっかりと構えまして、臨んでいかなきゃいけないというふうに思っています。

いずれにしても、私たち事業者を排除するためにやっているものではないです。適正な民泊運営と区民の皆さまが安心して暮らせる生活環境を確保するという両面から、しっかり臨んでまいりたいと思っております。

次は物価高騰緊急対策について申し上げます。

物価高騰の緊急対策ですが、先月21日に国が総合経済対策を取りまとめられまして、区としても動くこととなります。全国共通の物価高対応子育て応援手当、それから物価高騰対策支援給付金の2つの給付事業をできるだけ早期に開始したいと考えております。実施に必要な経費は本区においては17億円です。

来週開会を予定しております令和7年第2回区議会臨時会に補正予算案として計上し、ご審議いただきます。議決後は、1月の末から順次支給できるようにスピード感を持って進めてまいりたいと思います。

子育ての方は、これは全国共通のことですので、区民の皆さまへのお知らせということですが、物価高の影響を強く受けている子育て世帯を力強く支援しようということで、こちらの子育て応援手当をスタートいたします。

区内に居住する0歳から高校3年生までのお子さんがある世帯、本区ですと3万4千人、約2万3千世帯を見込んでおります。所得制限はなし。給付額は子ども一人あたり2万円。児童手当を受給されている方はお振込先が分かりますので、1月中旬にプッシュ型で申請不要で支給をスタートいたします。

また、公務員の方など、これまで本区が児童手当を支給していなかった方についてはご申請をいただきまして、プッシュ型、申請型いずれの対象の方にも1月中にはご案内を送付して、2月下旬には申請者の初回の振込ができるように、こちらでもできるだけスピード感を持ってやりたいと思います。

2本目です。物価高騰対策の支援給付金であります。

国の重点支援地方交付金の拡充分を活用いたしまして、本区では特に物価高騰の影

響を受けやすい対象者に絞り、実施をいたします。

対象は、世帯全員が令和7年度住民税非課税、または令和7年度住民税の世帯所得の合計金額が200万円未満の世帯に対し、現金給付を行います。

対象世帯は約7万6千世帯。全世帯の約4割になります。

給付額は1世帯あたり1万円。対象の方へ1月中旬に申請書などをお送りしまして、1月下旬から順次振込をしたいと思います。

支給方法ですが、昨年度給付金などの支給をさせていただいた世帯については口座がわかりますので、プッシュ型で振込みます。申請は不要です。それ以外の方はご申請をいただきます。申請期限は3月の中旬まで。予算総額は約10億円を見込んでおります。

次に、私どもが力を入れております防災についてご報告をいたします。防災というのは一丁目一番地、区政の最優先課題であります。

その取り組みをいくつかご紹介をしたいと思います。まずはLINEを活用した避難所受付の推進であります。

本年9月、区の公式LINEを少し使いやすくリニューアルをしました。オンライン申請やチャットによる相談を始めました。また、配信内容と利用者ニーズをマッチさせるように、この情報が欲しいというようなセグメント別の情報発信もスタートをしたところです。

その中で、本区では避難所のことを、在宅避難をされている方の応援もするという意味で救援センターと言っていますが、この救援センターに避難してくる方が避難者情報を事前に登録できる機能をはじめとした、防災面の新たな機能を実装いたしました。

例えば高層家であれば、何とか小学校に避難をしますというようなものを、事前に登録しておく。そしていざという時にそれを活用して避難いただく。

今、小学校が救援センターになっていますが、開設運営訓練をすると、明らかに、受付のところで並びます。何人家族ですか、ペットはいますか、お子さんは、とかです。聞き取りだけでも相当並ぶところなのですが、あらかじめ登録をしてお

いて、実際にここに避難しますというのをやっていただきますと、非常に避難所の受付がスムーズになりますし、その登録情報というのは、この本庁に設けます災害対策本部にすぐに集約されますので、各救援センターでどのくらいの人を収容しているのかなど、迅速に知っているのかどうかなども含めてですね、本庁で把握ができるということでもあります。

今、「としま DOKIDOKI 防災フェス」とかいろいろなイベントで、推奨して登録者を増やしております。また、地域の区民ひろばで高齢者のスマホ教室などをやった際も、これも一緒に登録してくださいということでお勧めをしているところがございます。ぜひ多くの区民の皆さまに事前登録していただけるといいなと思っているところでもあります。

もう一つは訓練です。やはり訓練ありきだというふうに思っておりますので、特に住民主体ということでやりましたが、住民主体に力を入れております。

今までも訓練、例えば町会なんかですと、2年に1回避難所の開設・運営訓練をやっていたのですが、こういうことを言うと町会長さんに怒られちゃいますが、区の防災課が行って、こんな風に設置するんですよとかを、お見せして、じゃあちょっとやってみようかということをやっていました。それもすごい重要な訓練ではありました。

今年度からは町会の皆さまからのご要望があって、全ての町会で毎年訓練を実施することにしました。今年からは、防災課も行きますが、ご自身たちでやってくださいということで、基本住民の皆さま主体でやっていただいております。受付もそうですし、施設の中、小学校の中が壊れてないか、大丈夫かというチェックをすとか、避難所の資機材、どこにどういうものがあって、何をどこに出さなきゃいけないのかとか、マンホールトイレというのはどこに設置するのかなど、居住スペースの部屋割りの検討だとか、設置の運営の訓練を自らやっていただくというのをスタートしたところでもあります。

2月、年が明けましても避難所開設・運営訓練をいくつもやりますので、ぜひ一度お運びいただきまして、どんなふうな訓練をやっているかなどを見ていただきたいなと思います。

また、東京都と組んで初めての避難所運営に関するセミナー、コンサルティングというのもやります。避難所の訓練をしていると、やはり設置はできるんだけど、運営にいろいろご不安があるというようなお声を聞いています。なので今回、過去の災害

での避難所運営の課題だとか、どういうふうに対応したのか、先駆的な他自治体の取り組み事例などを学ぶセミナーを東京都と組んで初めて行います。そこで出たいろいろな質問とかご要望だとかを踏まえまして、別日にコンサルティングをやっていただけるということでもあります。

イメージとしては、各地域で中心的な役割を担っていただく防災リーダーとか、あと今女性の防災リーダーも増やしていますので、そうした方々にご参加をいただければというふうに思っております。

それから、これもご関心ありましたら、ぜひ所管に取材をいただきたいと思えます。今、民間との協定を進めております。

我々もしっかりやっていかなければいけないのですが、やはり行政だけでは手が回らないところが、勉強すればするほどたくさんあるなということに気付きました。災害時の応急対応力を確保すべく、民間事業者との協力実施協定を進めております。

スライドに書きましたのが、今年締結した協定であります。司法書士会とは、被災者相談の実施についての協定を結びました。また6月は、輸送業務の協力協定を結びました。先月11月は、NTTさんと通信障害復旧の連携について、さらに日本キッチンカー経営審議会の皆さまとも協定を結びました。やはり災害時、温かいものが食べられるというのが本当に疲れた体をホッとさせるということもあるので、キッチンカーとはぜひ連携したいと思っております、実現がいたしました。また、段ボール製品。段ボールベッド、結構かさばりますので、必要な分、体育館、小学校の救援センターに人数分を置けません。そうしたときに必要な分、足りない分を速やかに調達できるような段ボール製品の調達についての協定も結んでおります。

この他、年度内には区では持ってない重機。例えば道路が壊れちゃったとか、そこで救急車が走れないなんていう時に道路の啓開活動に使う重機だとか、それから宿泊施設、ホテルの皆さまとも宿泊場所の確保ということでも協定を結びたいと予定をしているところであります。

最後2つ、お知らせです。

企業提案制度というのを今年始めました。今、区民投票受付中です。企業の皆さま

からこんなことで区政の課題に取り組みたいというご提案を受けて、区民投票を経て、区とその採択された事業者、企業がいろいろ議論をしながら、新年度予算可決後に新規事業を実施していくという狙いで進めております。12月12日金曜日まで区民投票受付中です。

今、1,000票をちょっと超したかなというような投票数ですが、ぜひもっと多くの皆さまに投票いただければと思います。提案事業24件のうち第1次審査、第2次審査で4つに絞りまして、区民投票を実施中であります。

今後ですが、区民投票のみで決まるわけではありません。この後のスケジュールですが、区民投票後に、外部の方にも入っていただいて審査委員会を設けます。3年間継続してやってください、そして4年目からは自走してくださいというのを条件にしていますので、ちゃんとそれができるのか、お金のこともそうだし、ノウハウのこともそうだし、大丈夫かというのを、行政だけでなく、大学の教授、公認会計士、税理士、中小企業診断士などを含むメンバーで審査をいたします。そこで、提案者からいろいろご提案・プレゼンをいただいて、本当に大丈夫ですかというようなやりとりも経て、どこがいいかということ審査いただきます。

その後、実際に私たちの所管部署と、どういう形で事業化をしていくかというのを協議していく、というような工程でございます。

最後に、特殊詐欺ですが、区の危機管理のラインがチラシを作りまして、これをベースに、いろんなところに周知をしていきたいと思っておりますが、本区も特殊詐欺被害が増えておりまして、10月末現在の被害金額は6億7千万円を超えております。前年同月比で3億3千万円増えております。

特に警察官をかたる者が約7割。都内で共通のようですが、若い層の被害が増えています。働き盛り、あるいは学生など若い人たちの被害が増えています。なので、我々も今までは高齢者の皆さまへの注意喚起に力を入れていましたが、大学生だとか、それから区ではすずらん・スマイルプロジェクトとあって、若い女の子、生きづらさを抱えている女の子たちの支援もしていますが、そのすずらん・スマイルプロジェクトで付き合っている民間支援団体だとか、対象を広げまして、若い層をより意識をして普及啓発・注意喚起を行っていきたいと思っております。

年末に向けて、いろいろまた被害が増えてくるかもしれません。去年は年金最終支

給日に無人の ATM に警察と連携してまいりまして、注意喚起を図ったりしました。今年も 3 警察署同様に活動していただくこととなります。

特殊詐欺、特に若い子たちは、被害者にもなり加害者にもなるという側面がありますので、なんとしても被害を防止すべく取り組んでまいりたいと思っております。

私からは以上です。

【質疑応答】

NHK

民泊条例についてです。

まず、先週、本会議で全会一致で可決されたということですが、所感を改めてお願いいたします。

高際区長

やはり全会一致っていうのは非常に重いと思っております。

それぞれの会派のそれぞれの議員の方々が、それぞれのご地元で相当な数のいろいろなお悩み、困りごとを聞いて、あるいは町会の皆さまなどからお声を聞き、その議員の方も見に行ったりして、これはひどいねというような実態もよく見ていただいており、これはやはり生活環境を守るために区としてしっかり動くべきだということで、我々行政と同じ思いに立ってくださったなということ、非常に重く受け止めております。

申し上げましたように、条例が通って良かったでは済みませんので、これからしっかりとした指導と、1年後に特に適正事業者の対応をどうするのか、あるいはその手続きルールを厳しくしましたが、それでもまだまだ状況が悪化するということであれば、更なる強化も考えなきゃいけないということで、非常に緊張感を持って、可決いただいた様子を見ていたというような状況であります。

NHK

11月の区長会見では、救済策についても言及されておりましたが、これは今後、検討会で検討していくということになると思うんですが、いつまでにどのような形になるのか、あとは事業者について、検討会に加入されている事業者さんは非常に限られていると思うのですが、どのように事業者と対応していくのかというのを現状のお考えを伺わせてください。

高際区長

事業者の皆さんも、いくつか団体を組まれて、いろいろ活動をしようと思っ
ていらっしゃる場所もあるように伺っております。

また、早速、その中の一つの団体が、うちの担当のところにもいらして
いただいて、いろいろな話をもうすでに始めております。

検討会の中には、またどうい
う方にお入りいただくかというの
はありますが、検討会の以前に、
やはりそういう事業者の方とし
っかり意見交換するステップとい
うのは欠かせないと思います。

また事業者の方からも、まず、
規制の前にしっかり指導してく
れというお声もいただいています
し、自分たちもできる協力は全
面的に協力をするので、適正な
運営につながっていくように区
といろいろ意見交換していきたい
というようなお話も伺っており
ます。なので、まずは、私たち
もその実態をもう一回把握する
というのと、事業者の皆さまと
意見交換するというのを並行し
て、進めていくのかなという
ふうに思っています。

NHK

一部屋旅館についてなんですが、これは、既に旅館業として営業しているような民泊もあると思うのですが、この実態把握というのは、具体的にはどうい
うことを想定されているのか教えてください。

高際区長

まず、いわゆる鞍替えっていうのがどのくらいあるのかなということで、確認をしたところ、別に鞍替えが悪いわけじゃないですけども、令和 6 年度は、136 件の民泊が廃業されて、その 46 件が旅館業に鞍替えされた。だいたい廃業された中の 3 割でした。

今年度は、11 月末までに同じく廃業された民泊のうちの 6 割近くが、一部屋旅館に鞍替えをされたと。数字だけなので、実態がどうかというのはこれから見ていかなきゃいけないなと思っています。

ただ、苦情は増えています。民泊と同じようにごみの苦情は増えているということですので、そちらは旅館業法に基づく指導ということになりますが、区民の皆さまからしてみたら民泊だろうが一部屋旅館だろうが宿泊業をやっているところからのごみの問題、騒音の問題というのは、同じ話でありますので、実態把握ということ、まずは民泊の実態把握ですが、その中では一部屋旅館に対しての苦情が入りましたら、そちらも当然ながら速やかに実態を確認し、しかるべき指導は徹底してやっていくということかと思えます。

苦情があるとはいえ、まだ民泊よりは少ないので、まずは民泊のところをしっかりと動きますが、一部屋旅館については申し上げたように、もう早々に町会からはご不安の声が出ていますので、ご不安を持たれている一部屋旅館について、まず状況を確認するとか、少しやり方を考えながら進めていきたいと思っています。

NHK

11 月の区長会見で今回の条例の改正について、期間の制限を行った背景に、期間を制限することによって期間外でもしトラブルが発生した場合には、それはもうイコール闇民泊なんだと、取り締まりしやすくなるというお話もあったと思うんですが、その旅館業法と、民泊で営業しているような施設が混在している地域ですと、条例の改正後もトラブル、騒音ですとかごみのトラブルがあった場合も、結局闇民泊なのか、それとも旅館業法での施設によるものなのかというのが、なかなか区別がつきづらい。となると、根本的なトラブルの解消というのに、本当に条例改正がつながるのかというふうな、疑問も少し湧いたのですが、その辺はいかがでしょうか。

高際区長

旅館業法の方は、届出ではなく許可なので、どこがやっているかっていうのはもう明確にわかっていますので、そこで違反があれば、旅館業法違反ということでの対応になっていきますね。

あとは、民泊を規制しているときに、民泊の届出や旅館業の許可を得ていないところがなんか宿泊業をやっているならば闇民泊ということになるので、それは、住民の方などからの通報がないとわからないところはあるんですが、わかりやすくなるんじゃないかなという趣旨です、11月の会見での私の発言は。

やってはいけない時期に許可も得ないでやっているところがあれば闇民泊なので、そこは町会の皆さんにも、これおかしいよ、この時期やっていてというのは、どんどん通報してくださいということで申し上げていますので、地域との連携体制でやっていくということになるかと思います。

また闇民泊ですと、もう警察とも連携をすることにしていきますので、そこもひるまらずやっていきたいと思っております。

TOKYO MX

重点支援地方交付金についてなんですけど、今回この使い道として、この国が推奨するおこめ券は配らないということでよろしいのかということと、あと、豊島区は区の財源でおこめ券の配布をしていたと思うんですが、そのおこめ券ではなく、なぜ現金なのかということ聞いてよろしいでしょうか。

高際区長

おこめ券はやりません。理由は、よその自治体でおっしゃっているところと共通するかもしれませんが、私としては、三つありますね。

一つは、やはり即効性というのでしょうか。スピード感を持って、物価高騰で困っているというご家庭に速やかに家計支援につなげたいというのがあります。

やはりおこめ券だと、時間がかかりますね。おこめ券買って、それを仕分けして、封入して、お送りすると。それで、多分簡易書留で送るのでしようけど、戻ってき

やう。そうしたらまた送る、という行為をやったりということで、随分時間がかかるというのがあります。

現金であれば、今回対象者の 8 割は口座がわかっていますので、すぐに振り込みができるというものです。

それともう一つは、やはり、事務コストを最小にして、できるだけフルに対象の方にお届けしたいというものであります。これもよく報道されていますけど、おこめ券は 500 円だけど 440 円という、12%はご本人のところに行かないというところがあることと、振り込みだったら 100 円ちょっとですけど、簡易書留だと相応の経費がかかり、そこに再送が加わったりすると相当お金がかかるというようなことなどもあります。

そして 三つ目は、やはり対象者側の使い勝手です。必ずしもお米じゃないのでもいい方もいるかもしれないし、おこめ券を使えるところに行かなくても必要なものに充てていただけるという、この三つで今回はおこめ券ではなく現金での支給という選択をいたしました。

TOKYO MX

もう一点だけ、なぜ今回低所得世帯に向けての給付なのかというところを。

高際区長

今までは、区では非課税世帯にやっていたんですね。今回どうしようかなということも思ったのですが、一つは、財政の規模もあると思います。

区に来るのが、大体 10 億ぐらいじゃないか、これに充てられるのがですね。その時に今までは住民税非課税世帯ということであったんですけど、できれば少し広げたいなというふうには思いました。

それと私たちは、今まで他の分野でもそうですが、所得制限なしというのは学校給食の無償化はやっていますが、それ以外は所得制限なしという手立てを取っておりません。

必要な方に必要な支援が行き届くようにという方針でありますので、全世界帯にとい

うことではなくて、低所得者、それも非課税世帯、住民税非課税世帯以外にどこまで広げられるかという財源の全体がある中で、今回は世帯所得の合計が200万円未満というところまで、そこまで少しですけど、そこまで広げたというのは豊島区としては初めてです。

それが全世帯の4割ぐらいになるということですね。

日経新聞

先ほどの民泊のご発言の中で、不利益処分の要綱を年内に作るというお話だったと思うのですが、これはどういうふうに中身とかを定められるのかお聞きしたい。

高際区長

違反の内容をまずきっちり書いて、それですとこういう手続きで改善命令をいたしますとか、停止命令をいたしますとかという、その違反の内容とそれに対する処分、それから手続きを記載することになっています。

生活衛生課長

今区長が申し上げたとおりになりますが、基本的にこれに違反したらこういう改善命令なり停止命令を行いますと、そのようなものを策定して公表します。そうすることによって、事業者からすれば、これに違反したらこうなってしまうということが事前に分かりますので、一定の抑止効果があるものとして考えております。

都政新報社

23区のごみの件について、そろそろ清掃工場の拡張ですとか、改築ですとか、家庭ごみ有料化についての有識者検討会の報告がそろそろ出るのかなというふうに思っているのですが、改めて、区長、清掃一組の副管理者でもあると思うのですが、23区のごみについて、現状と課題など、今どういうところを論点なのかっていうところをちょっとお伺いできればなと思います。

高際区長

検討会の取りまとめは既に出ていまして、それに基づいて一年先送りになっている計画、その大きいところが工場の改築計画ですが、いろいろなご意見がある中で、前回の区長会で一応、こういう形で進めていこうという区長会としての方針はまとまったところであります。

詳細はぜひ区長会会長や区長会事務局にご取材をいただければと思いますけど、ポイントは単にこの順番でこのくらいの改築をしていくんだということだけじゃなくて、全ての区でどういうことに努力していくんだ、ごみの削減をどういうふうに取り組んでいくかという、そういう目標も併せて作っていこうということで、それも含めまして、前回、方針としてはまとまったというようなところですよ。

1年先送りという、会長のご判断というのは、本当に重いものでありますし、ものすごいお金が改修にかかっているということもありますので、今回、工場の改築も含めた計画が査定に向けて一歩二歩進んだことについてはほっとしているところです。

羽田ゆきまさ報道局

民泊関係ですけど、事業系ごみの契約書の写しの提出を求めるということなのですが、契約はするが実際には排出しない、というようなことができるかなと思います。年間でのごみの処理の支払い実績とか回収量などを把握するということまでやらないと意味がないのではないかと思います、いかがでしょうか。

生活衛生課長

実際のそういった契約のところから、報告なりというのは、法の中でも、立入検査だとか報告事項を求めることができますので、そういったことも含めて考えていきたいと思います。ご指摘ありがとうございます。

羽田ゆきまさ報道局

それから、今日が障害者週間の最終日だと思うので、関連した質問です。

豊島区のイベントではふくし健康まつりがありますが、障がい者に限定したイベントはないように思います。品川区では障害者週間に合わせ、障がい者の大規模なイベントが行われました。今後そのようなイベントを考えているかということの一つ聞きたいです。

2つ目は、大田区では障がい者福祉のホームページで、障がい者の記載をひらがなの「がい」に統一して記載をしております。品川区も豊島区も障がい福祉のホームページはひらがな表記にはなっておりません。これは、当事者の方々から「害」という漢字をやめてほしいという意見があって、大田区はひらがなの「がい」にしています。今回の企業提案の案件の一つでも、ちゃんとこれは案件のタイトルの中にも含めるところはひらがなになっております。そういったところをひらがなにするという検討はしていないのでしょうか。

高際区長

障がい者だけのイベントというのは、スポーツ大会とか、そういうものは行っていると思います。あと、この間のふくし健康まつりも非常に一大イベントなのですが、今年はデフリンピックがあったということもあって、初めて手話のミニ講座をやったり、障がい者スポーツの体験をやったりということで、去年よりも障がい者への理解の促進というかな、そういう取り組みを入れてきたと思っています。

どのくらい障がい者だけのイベントがあるかはまた確認をします。区としては新しい基本構想・基本計画の中でも多様性の尊重とかを入れていまして、それは別に外国人だけじゃなくて、障がいがあってもなくても、どこの国の方であっても、もちろん男性でも女性でも、どんな人もその違いを認め合いながら暮らしやすいまちを作っていくというのは、基本理念に入れているので、障がい者支援もそうですが、一緒に生きていくんだという発信は、力を入れていかなきゃいけないなと思っています。

たしかに障害の「がい」は、統一されていないんですよ。事業によってはひらがなになったり、そうじゃなかったり、行政計画の中では漢字です。そこはしっかり団体なども話すとか、担当者によってひらがなだったり、ひらがなじゃなかったりというのはあんまりよくないので、そこは今ご指摘いただきましたので、ちょっと中で考えてみたいと思います。大事にご指摘だと思います。ありがとうございます。

東京新聞

発表の中で、LINE を活用した避難所受付の推進というのがあったと思うんですけど、こちら能登半島地震でも、避難所に何人くらい人がいるのかの把握が難しく、交通系 IC を配って、それで受付をして把握したというのがあったと思うのですが、なぜ豊島区では LINE を選んだのかというところと、これも災害対策本部で集約されるということなんですか、それが物資の供給とかに反映されていくという理解でいいのか確認したいです。

高際区長

LINE は、まずは区としてこれを作ったっていうのが一つありますね。スマホ教室などを高齢者向けにやっても、大概 LINE と写メを送ったりというのは、どんな高齢者の方もやっているということで、オンライン申請とか情報の受け渡しというのは、LINE でやろうということで始めて、リニューアルをしたんですが、そこで、防災についてもここに乘っかって一緒にやっという、やはり日常的に使っている、使いやすいというところが大きいかなと思います。

事前に登録をしてもらったりというのは、23 区では豊島区が初めてです。今のところ登録者数はまだ 300 人ぐらいしかいないので、いかに増やしていくかなんですが、やっぱりこの身近な LINE を使って、日頃から、でも別に登録しなくても防災の情報とかも来ますので、そういうところで日常的に使ってもらうということと、別の何かというよりは、ここでやっていきたいなと思っています。

防災危機管理課長、補足あれば。災対本部で情報が集まるので、必要な物資につながるかと。

防災危機管理課長

当然、まず入れたことによって迅速に把握できますので、そういった状況の中で食料の物資ですとか、そういったものの供給にも迅速に対応できるという面も、この避難所の受付を入れた一つの利点です。

もう一つは、やはり発災直後という多くの方がいらっしゃる時の受付を、なるべく迅速にしたいというところでも、この事前登録というのは役立ってくるかなと思って

いるところでございます。

高際区長

いくつかの区は来年度以降、同様に LINE でやると伺っております。

東京新聞

受付自体は設置されるのでしょうか。LINE を通してやるということで、救援センターを移動される方ともいると思いますが、そういう受付もこの手元で変えれば、それが区役所側で把握できるようになるということなののでしょうか。

防災危機管理課長

避難所で QR コードを読んでいただくと、その避難所に入ったよという形になりますので、事前登録していると、本当に QR コードを読んでいただくだけで、その方が入ったということが分かるという形になります。

高際区長

もちろん、紙の今やっている受付も引き続き両方やります。

東京新聞

発表案件ではないですが、9月に提出された災害対策要員宿舎に関する陳情の件です。陳情の中で、公費負担で区長が住まわれていらっしゃるのがタワーマンションで、東京新聞の取材でも、区の関係者の方からそのタワーマンションの低層階に住んでいらっしゃるという情報を得ておりまして、それが事実には誤りがないのかを1点。

また、今回制度上、公費で災害対策要員宿舎として住むというのは全く問題ないということではあると思うのですが、それが公に区民の皆さんが知った場合に、そのタワーマンションであるという事実が反感を招かないかという懸念が当初あったかどうか

かという認識をお伺いしたいです。

高際区長

私が庁舎のすぐ近くの、災害対策要員宿舎に入居しているというのはその通りなのですが、高層マンションが20階か30階かわかりませんが、高層マンションにいるか否かも含めて、入居中の宿舎については公表しておりません。

それと、今回の件は、第3回区議会定例会で陳情が出されて、そこで、こういう規定があるとか、こういう経緯で決めたということは、資料もきちんとお出しをして、ご説明をして、審議をいただいたところです。そこでも審議いただいた時の説明としては、これだけ災害が頻発化、激甚化している中で、本区としてはやはり災害対策というのを一丁目一番地、なんといっても最優先課題と捉えて取り組んでおりますので、災害対策本部長である区長が、災害時に深夜でも自力で駆けつけられる体制が重要という認識がまずあります。庁舎至近に災害対策宿舎を区として確保しておりまして、そこに私は入居しているということでもあります。

先般、東京新聞さんで報道されましたが、おっしゃるとおり、区民の皆さまが災害対策要員宿舎とはなんたるかということについて、我々が区民の皆さまに広くしっかりご説明をしているという状況ではないので、私がタワマンで契約して住んで、そこに税金を充てていると思われておられる方もいるのではないかなというふうには思います。

災害対策要員宿舎については昨日今日できているものではなくて、平成5年に区として宿舎の規定を策定しております。経過を少し申し上げますと、その後、平成12年に入居者の範囲というのもしっかり定めておりまして、防災課の職員に加えて、災害対策本部員にも拡大をしてきているところです。

先ほど、区民の方から何か思われるのではないかという話がありましたが、私は入居するにあたりましては、いくつかもちろん確認をしていて、その規定で、災害対策本部員の入居について規定されている、また、担う役割の観点から防災危機管理課長と、それから災害対策本部員というのが使用料無料ということも規定されていると。そして、それに基づいて危機管理監など、災害対策本部員が入居してきたというようなことを確認しました。

東京都で言えば、災害対策本部指定要員という方たちが職員住宅に入居していますので、同じ位置づけという認識であります。そういうふうに、管理の要綱で明確に使用料は無料ということで位置付けられておりますし、常に災害対応に取り組む必要のある首長ということで入っているわけなのですが、ただ、思いますに、やはりその規定が問題というのは一切ないですが、首長として災対宿舎に入ることについては、属性が職員とは異なりますので、他自治体の状況だとか、賃料の有無については区民の皆さまから様々な見方をされるだろうということなど、入居に当たっては、区長としてももう少し確認すべき点もあったのではないかなというふうには思います。

この災対宿舎に限らず、これからも区政を進めていく上で、日々いろんな判断をしているわけですが、改めて何事に対しても法的に問題ない、規定的に問題ないというのは行政として当然ですが、その上でもう一歩区長としてどうかという、そうした確認は徹底していきたいなと今は改めて思っています。

東京新聞

規定の中で使用料無料となっておりますが、その無料とする上限は記載されていないと思います。今のところ 20 万円以内の範囲に留まっていて、他の職員の方々と区長も同水準だとは思いますが、この上限がないことについては問題だとは思ってらっしゃらないでしょうか。

高際区長

無料の規定ではありますが、今おっしゃったような、災害対策要員の一般職員用の上限はありますので、おのずとその範囲で運用すべきものだという認識です。

東京新聞

11 月の議会で高際区長が、今の宿舎の家賃を公費ではなく自己負担にされるということを表明されたと思うのですが、その理由を改めてお伺いしたいのと、いつから自己負担にされるのか、また、宿舎の災害対策要員宿舎としての位置づけは変わらないのかということをお聞かせください。

高際区長

使用料についてですが、考えは変わっておりません。公務遂行上から考えますと、災害対策要員宿舎について定めた今の特例の規定というのは、私は合理的であると思っていますし、災害対策本部員に適用する使用料の免除規定というのは、従いまして、今の時点で変更するつもりはないです。

一方、この前の第4回区議会定例会でも答弁したのですが、陳情の審査についていろいろお耳にされた区民の方からは、ご心配のお声も聞いていまして、多分高級家賃のところに税金で入っているでしょうなんていうことを、他の方から多分言われて、そんなこと言われているけど大丈夫？というような、お声もいただいたり、お気遣いのお声をいただいたりということがあります。

恐らくおっしゃった方は、申し上げたように災害対策要員宿舎を、区としてどういう考えで、どういうふうに設けているかを我々もしっかり説明していないので、それをご存じない方がそういうふうにおっしゃるのではないかとも思います。そういういろんなお声も伺う中で、今回は、あくまでも私の意思ですが、無料の規定の適用を辞退しますということ、この前の議会で表明したところであります。

ただ、申し上げたように、私の想いで辞退するわけですが、何か不適正なことをしたという認識はありませんので、規定を何か改訂するという考えは現在のところは持っていないです。

東京新聞

今のご説明だと、災害対策要員宿舎の位置付けがどういうものかが伝わっていないから理解が得られていないというところが大きいように感じたのですが、そこを説明していくという道ではなく、無料規定を辞退するという方の選択肢を取られたのはどうしてなのでしょう。

高際区長

辞退すべきではないという意見もいくつもありました。災対住宅は区の方針で設けているのだからということでお話もありました。そこは私の想いということでご理解をいただくしかないですが、多くの区民の皆さまに大変お気遣いもいただいて、私が

いろいろ説明するわよとか、いろいろご心配とお気遣いをいただいたということで、私としては辞退をするという判断をしました。

区民の皆さまの中でも、そんなことをしたら間違っていたって思われるじゃないのとおっしゃる方もいますが、そこはもう私の想いとしか言いようがないですかね。

東京新聞

今住まわれている部屋は、今後も災害対策要員宿舎として使われるということですか。無料規定だけ辞退して位置づけは変わらないということでしょうか。

高際区長

そうです、位置づけは変わらないです。

東京新聞

普通の住宅という位置づけで、住宅手当を職員と同じように条例で規定して、新たにもらったりとか、そういうことにはなっていないということでしょうか。

高際区長

そうです。首長には住宅手当はないです。

時事通信

国が固定資産税だったり、地方税収の格差を是正するために、東京から地方に再分配する新たな是正策を導入する方向で調整に入ったという動きがあります。今後の動きにもよると思いますが、場合によっては区の財源であったりとか、施策にも影響が出る可能性もあると思うのですが、こういった国の動きに関する区長の受け止めに教えていただけますでしょうか。

高際区長

小池都知事も相当お怒りのようでしたが、やはり東京としては許されるものではないというのは同じ思いだと思いますね。

これまでも不合理な税制改正がずっと続いてきて、令和7年度だけでも23区全体の影響額は3,600億、平成27年度からの累計ですと2兆3,000億ということですし、豊島区においても今年度だけで100億、累計650億が流出をしているということになります。まさにこういう形で地方税が再配分されるのは、知事も常々おっしゃっていますが、地方税の本旨を無視しているとも思いますし、また、固定資産税というところまで来たことについては非常に問題であると思っています。

また、東京都と特別区長会と連携した形で国に申し入れだとか、必ずやっていくことになると思いますが、そこについては、特別区長会としてもしっかり声を上げていくべきであると思っています。

羽田ゆきまさ報道局

先ほどの災害対策宿舎の公費負担の件ですが、委員会での答弁などを見ても、やはり今の制度で区が負担しても何ら問題がないと思っております。しかしながら、今後自己負担をするということにしたんですが、この判断は今後新しい区長が就任した際にも同様の扱いをしにくい、悪い前例を作ってしまった。例えば副区長などが入居することになった時にも、批判を受けかねないことになると思いますが、撤回する考えはありませんか。

また、副区長は二人とも徒歩では自宅から1時間半かかるということでした。区長が、他自治体にある自宅に帰宅している時に、災害が発生した場合を考えると、副区長の一人は最低でも30分とか15分以内に来れるところに住んでもらうなどの必要があるのではないかと思いますがいかがでしょうか。

高際区長

悪しき前例になるかどうかは分かりませんが、区が災害対策の宿舎を設けていて、そこに本部長として指揮を執る豊島区長が入居して、その負担を区がするという考えについては、私は、その考えについては述べたところでありまして、それを変更する

つもりは今はないです。

それでただ、私の方が辞退をしたという、私の想いというのも今申し上げたところなのですが、その中で、次の方が、私の後にどういう人が区長さんになるかわかりませんが、そこについてどう判断するかというのは、災害対策の臨み方とか、いろいろ首長としてその方の政治姿勢に基づいて判断すべきものであると思います。もっと別の形で災害対策宿舎を設けるかもしれませんし、あるいはもともと庁舎の近隣にお住まいであれば、災害対策住宅にお住まいにならずとも、自宅が災害対策住宅の位置づけになりますので、そこはその方の政治姿勢と環境によると思います。

それから副区長のところですね、千代田区さんは恐らく、区長は区内にお住まいで、副区長さんか教育長さんかどちらかあれですが、入居されているようにも聞いていますので、そういうお考えもあるのかもしれませんがね。

ただ、私が姉妹友好都市などに、例えば箕輪町に行っているとか、秩父市に行っているとか、いろいろあるわけですので、その都度特別職とどういうふうに連携を取るとか、危機管理監とどう対応を指示するかというのは、それも、定期的に訓練したりやっていますので、それは副区長のどちらかが住んでいてくれたら心強いところはありますが、すぐにそうしていくよりは、日中でもこっちに戻ってこられない時の対応も含めまして、しっかり庁内の連携体制のレベルを上げていくというところをしっかりとやっていきたいと考えています。

羽田ゆきまさ報道局

それから、学校改築の陳情の本文の中で、高野前区長時代には地域に足を運び、丁寧に説明していたが、高際区長は広報やPRに前面に立つ一方、計画変更の説明や謝罪は職員任せというような文言が書かれておりました。23区の区長のうち、10区前後は区長と区民の対話の集会のようなものを実施しているようです。AIで調べたので確実ではないですが、それぐらいだと思います。

高際区長はそのようなことはしていないように見えます。区内のイベントには積極的に参加されていて、それをXなどで発信しており、そこは評価できると思いますが、学校問題に限らず、他区の区長がやっているような対話集会のようなものを定期的な開催するようなことは行わないのでしょうか。

高際区長

対話集会は、他区が何回やっているかわかりませんが、私も未来としまミーティングというのを区長になった時からやっています。大学生だけに来てもらったり、外国人だけ来てもらったり、不登校の子がいる保護者だけ来ていただいたり。そんな形でテーマを設けて、その関係者に来てもらってやるというのはやっています。車座でできる範囲で人数は少ないですが、この前は初めて学生のワークショップということで25人に来てもらって、区の課題をチームに分けて検討してもらい、それについて私に提案してもらって、やりとりをしました。

豊島区は、区民の声を大事にしようということでやっていますので、そうした対話の機会っていうのはもっとやっていきたいと思います。子どもともやりたいし、障がいある方ともやりたいし、もちろん私もやりますけど、各部門、それぞれ机上で政策はなかなか作れませんのでね、そういう対話ができる機会を設けて、いろんな声を吸い上げていくと。

あともう一つは、豊島区は町会が非常に活発なので、今12地区に分かれて毎月区政連絡会というのをやっていますが、今年は春と秋と二回、全ての地区を回りまして、そこでいろいろ厳しいご意見も含めて、やりとりをさせていただいております。

いずれにしても、お話のような対話の場というのは、これからもできる限り増やしていきたいなと思います。

広報課長

以上をもちまして、本日の区長記者会見を終了させていただきます。

※テキスト版については読みやすさを考慮し、重複した言葉づかいや言い直しなどを整理しています。

(テキスト版文責 政策経営部広報課)